



**久慈広域連合  
第7期介護保険事業計画 概要版  
(素案)**

**久 慈 広 域 連 合**

# 1 計画の基本理念

## 高齢者が住みなれた地域で 生活を継続できるように

第7期介護保険事業計画は、団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年を見据えて医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進とともに、今後増加が見込まれる認知症高齢者への支援体制の構築に向けた取組を推進するものとして策定します。

## 2 基本目標

第7期計画の基本理念「高齢者が住み慣れた地域 生活を継続できるように」を実現するために、2つの基本目標を定めました。

### 基本目標Ⅰ 地域で暮らし続けるために

単身または夫婦のみの高齢者世帯等の支援を必要とする高齢者の増加に伴い、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援等、生活支援の必要性が増加していることから、地域の実情に応じて多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが求められています。

また、社会参加意欲の強い団塊の世代が高齢化していくことから高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援やサービスの担い手として活躍が期待できます。そのため、地域で暮らし続けるためには、地域のニーズや資源の把握を行った上で、これらの取組を進めるコーディネート機能の充実や実施主体となる協議体等の設置を促進していきます。

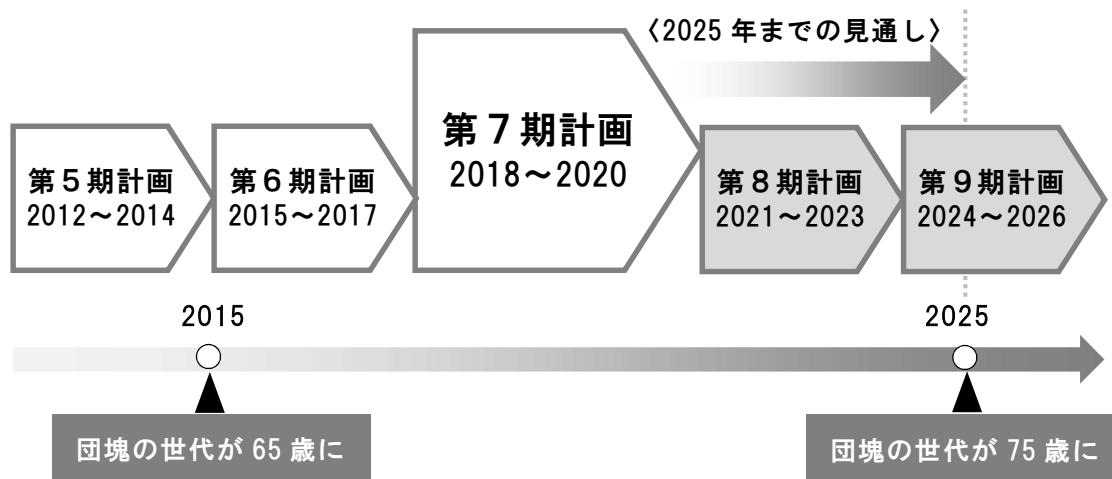
### 基本目標Ⅱ 持続可能な介護保険事業の運営に向けて

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自身の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域において必要なサービスが提供される体制を整備していきます。

また、地域の介護需要のピーク時を視野に入れながら2025年度（平成37年度）の介護需要、サービスの種類ごとの量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計し、持続可能な制度とするため中長期的な視点に立ち、介護保険事業を運営していきます。

### 3 計画の期間

計画期間は、2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度の 3 か年となりますが、団塊の世代（1947（昭和 22）年から 1949（昭和 24）年生まれの方）が 75 歳以上となる 2025（平成 37）年度を目標年度とした中長期的な目標を掲げた計画となります。



### 4 2017 年介護保険制度改正の主な内容

介護保険制度の改正については、2018 年 4 月施行に向けて「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が 2017 年 6 月 2 日に公布されました。

#### 改正 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組を推進

- 各市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重症化防止に向けて取り組む仕組みを制度化
- 国から提供されたデータを分析した上で介護保険事業計画を策定し、介護予防・重症化防止等の取組内容と目標を記載
- 県による市町村への支援事業の創設と、財政的インセンティブの付与規定の整備
- 地域包括支援センターの機能強化
- 居宅サービス事業者等の指定に対する保険者の関与強化
- 認知症施策の推進

#### 改正 2 医療・介護の連携の推進等

- 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- 医療・介護の連携等についての必要な情報の提供や支援を、県が市町村へ行うよう規定を整備

### 改正3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付け
- 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（老人福祉法一部改正）

### 改正4 所得の高い層の利用負担割合の見直し

- 介護サービスの利用負担について、世代間・世代内の公平性を確保しつつ制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割に引き上げ

### 改正5 介護納付金への総報酬割の導入

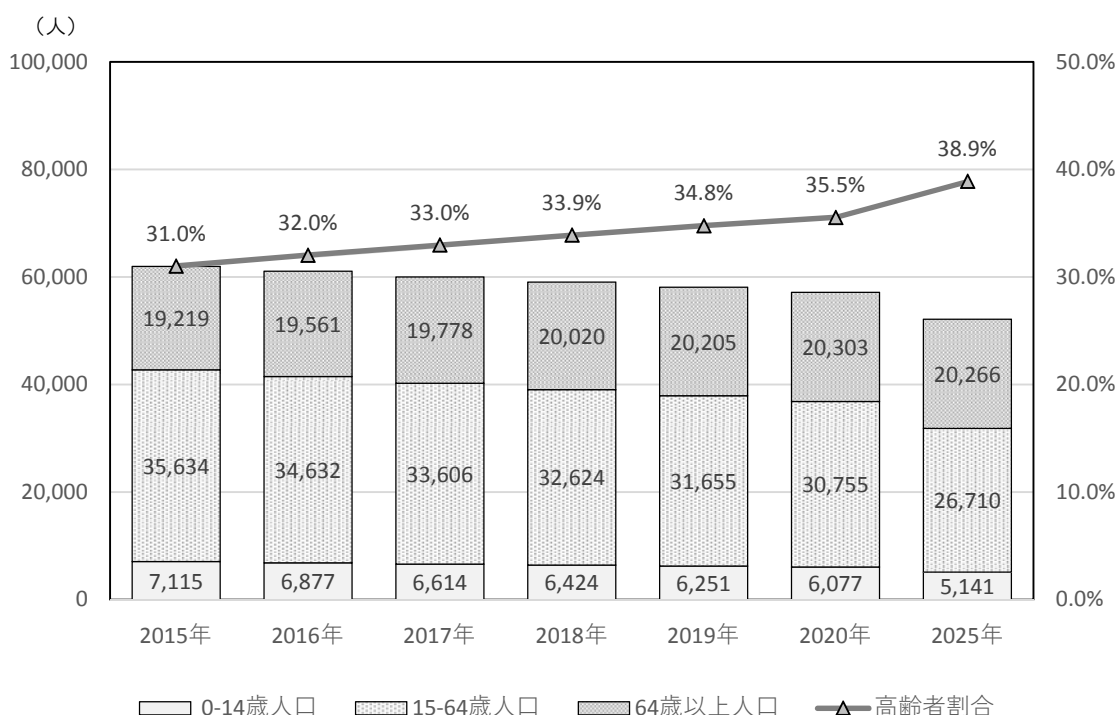
- 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』に変更

## 5 久慈広域管内の状況

### (1) 人口及び高齢者数の推移と推計

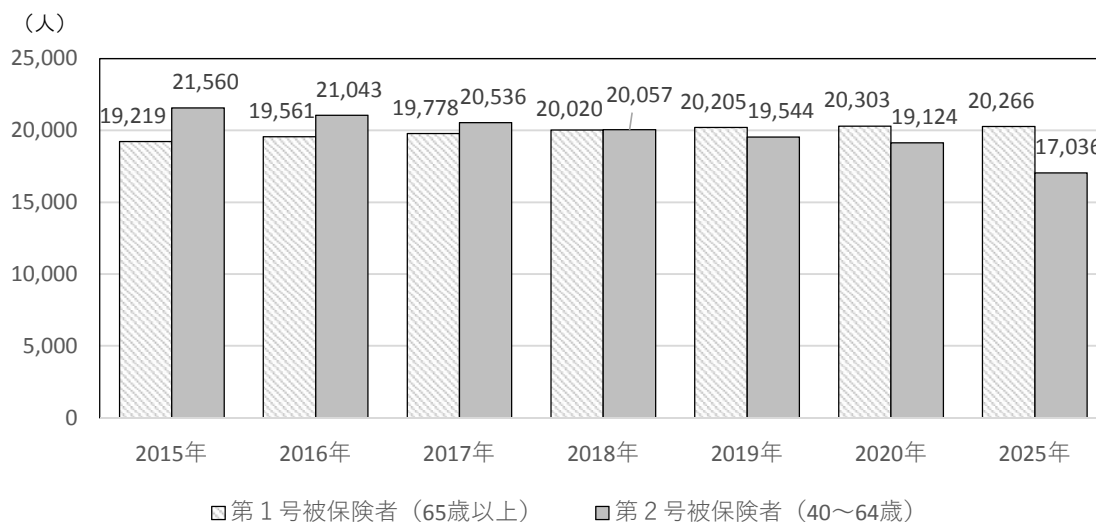
久慈広域圏の人口は、計画最終年の2020（平成32）年には57,135人となり、年々減少傾向で推移しています。一方、高齢者人口は増加傾向で推移し、2020（平成32）年には20,303人となり、年々増加する傾向にあります。

高齢化率も2015（平成27）年の31.0%から2020（平成32）年には35.5%となり、4.5ポイント上昇するものと推計されます。



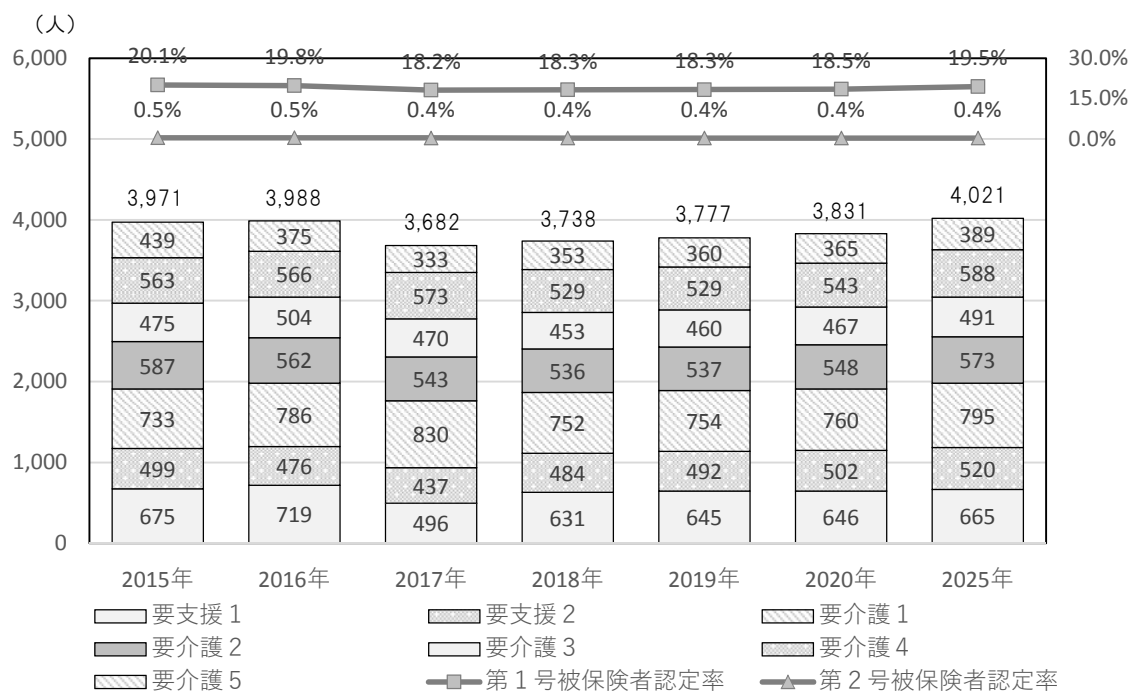
## (2) 被保険者数の推計

被保険者数は、65歳以上の「第1号被保険者」が増加傾向にある、一方、40歳～64歳の「第2号被保険者」は、減少傾向で推移するものと推計され、2019（平成31）年には第1号被保険者数が、第2号被保険者数を上回る見込みです。



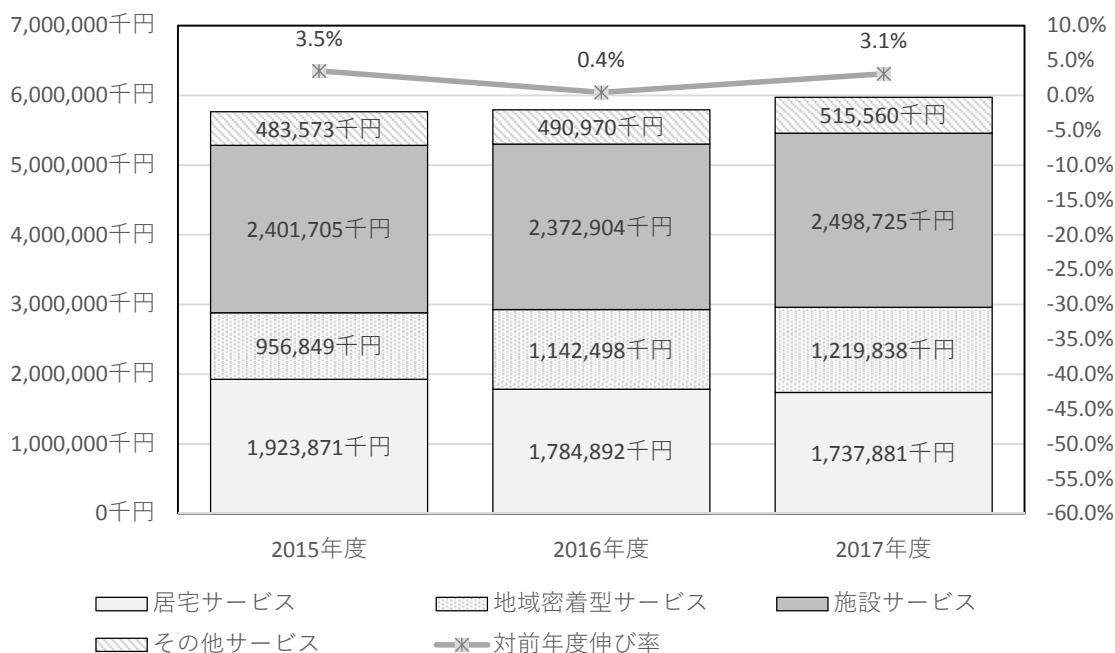
## (3) 要介護認定者数の推移と推計

要介護の認定者数は、人口推計及び要支援・要介護認定者の認定率の実績などから予測すると、2017（平成29）年度には総合事業の開始に伴い減少しますが、その後は増加傾向にあり、2020（平成32）年度には、4,021人に達する見込みです。



#### (4) 介護保険給付費の推移

久慈広域連合の介護保険給付費は、高齢化の進行に伴う要介護認定者数の増加などにより増加傾向にあり、対前年度伸び率は0.4%～3.5%程度となっています。内訳をみると、地域密着型サービス、その他サービスは増加傾向で推移していますが、居宅サービスは減少傾向にあります。



※2015年度及び2016年度は実績額、2017年度は見込額

## 6 地域で暮らし続けるために

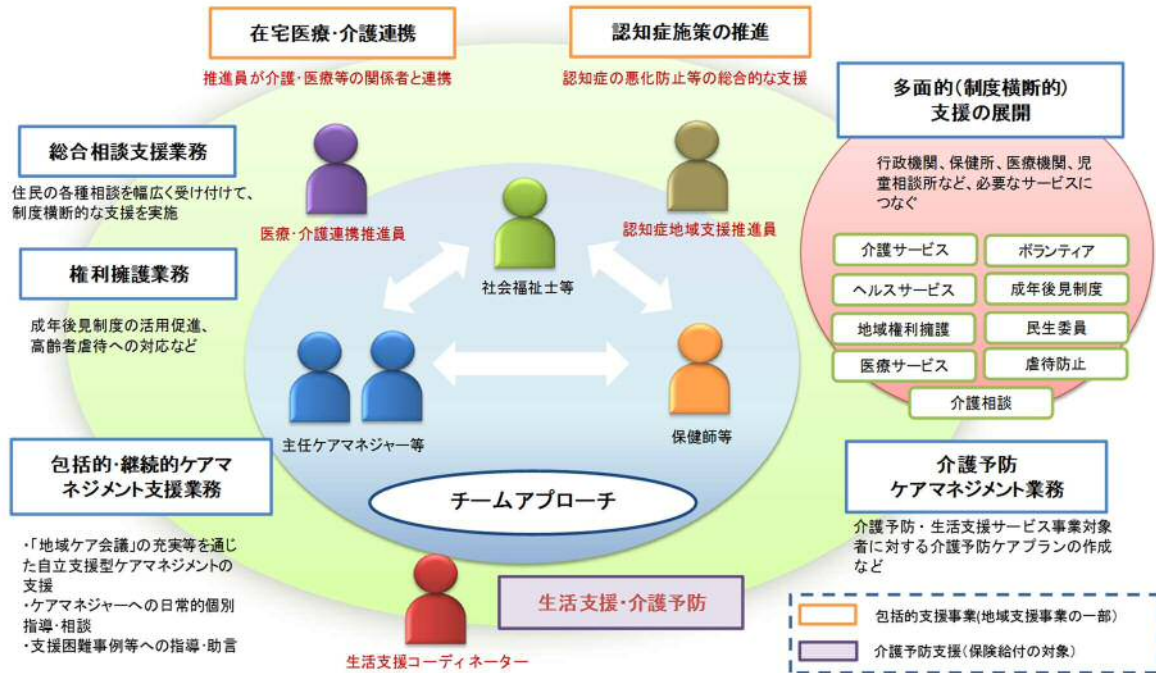
### (1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける高齢者支援の中核となる施設です。市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

既存の包括的支援事業（①介護予防マネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的マネジメント支援業務）に加え、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進、生活支援サービス（新しい総合事業）の提供体制を整え、制度横断的な連携ネットワークの構築を図ります。

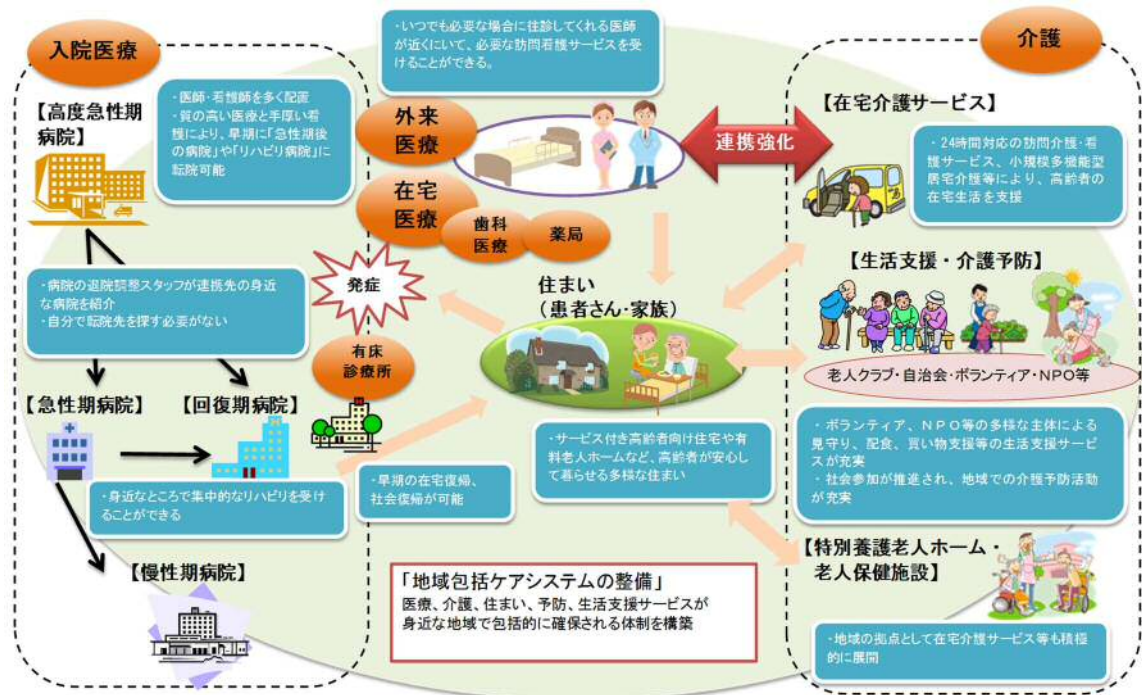
また、今回の制度改正では、地域包括支援センターにおける機能強化のための自己評価や広域連合による評価が義務付けとなり、人的配置を含めて機能強化されることになりました。

## ■地域包括支援センターのイメージ



### (2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、保健、福祉、医療等関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の整備に努めます。



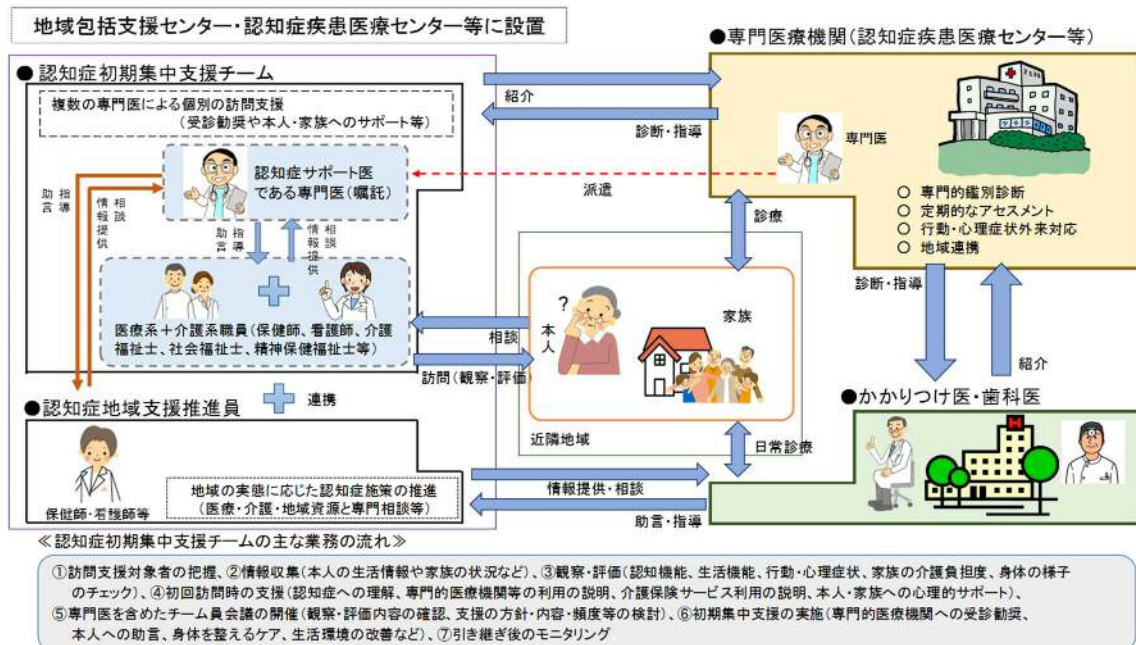
### (3) 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、本人の状態に応じた適切な支援により、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、適切な支援体



制を構築していきます。

- ・ 認知症初期集中支援チームの設置
- ・ 認知症地域支援推進員の配置
- ・ 認知症ケアパスの作成



#### (4) 生活支援サービスの体制整備

高齢者の一人ひとりのニーズにきめ細かに応えるためには、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体がサービスを提供できる体制の構築や、より身近な自治会、老人クラブ、地域活動団体などからの支援が不可欠です。

また、高齢者自身がサービスの提供者となり、社会的な役割を持つことが生きがいや介護予防にもつながります。

これら、さまざまなサービスの提供主体が、円滑にサービスを提供していくため、地域のニーズと社会資源とをコーディネートする生活支援コーディネーターを設置するなど、生活支援施策の充実を図るための基盤整備を推進していきます。

#### (5) 地域支援事業(その他事業)

任意事業では、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業などを実施し、介護保険事業運営の安定化を図るとともに、高齢者及び介護者の生活を支える地域づくりを進めていきます。

- ・ 介護給付等費用適正化事業
- ・ 家族介護支援事業(家族介護教室、認知症高齢者見守り事業、家族介護継続支援事業)
- ・ その他の事業(成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、地域自立生活支援事業)



## 7 持続可能な介護保険事業の運営に向けて

### (1) 介護給付サービス整備計画

地域包括ケアシステムの構築や認知症高齢者の支援体制を整備充実するため、高齢者のニーズに応じて住み慣れた地域で安心・安全な暮らしができる環境整備に向け、市町村と連携して介護保険施設の整備に取り組みます。

#### ■久慈広域管内の介護サービス事業所（現状）

介護サービス区分		施設数					定員等 (4市町村計)
		久慈市	洋野町	野田村	普代村	計	
居宅 サービス	訪問介護	11	3	1	1	16	
	訪問入浴介護	1	1	—	—	2	
	訪問看護	1	—	—	—	1	
	訪問リハビリテーション	1	2	—	—	3	
	通所介護	8	5	1	1	15	
	通所リハビリテーション	3	1	—	—	4	
	特定施設入居者生活介護	1	—	—	—	1	42
	福祉用具貸与・販売	2	—	—	—	2	
地域密着型 サービス	地域密着型通所介護	10	—	1	—	11	132
	認知症対応型通所介護	—	2	1	—	3	15
	小規模多機能型居宅介護	3	5	—	1	9	238
	認知症対応型共同生活介護	4	3	1	1	9	126
	地域密着型介護老人福祉施設	1	1	1	—	3	87
	地域密着型特定施設入居者生活介護	—	1	—	—	1	15
施設 サービス	介護老人福祉施設	3	2	1	1	7	407
	介護老人保健施設	3	2	—	—	5	352
	介護療養型医療施設	1	—	—	—	1	19

#### ■久慈広域管内の介護サービス事業所（計画）

介護サービス区分		施設数					定員等 (4市町村計)
		久慈市	洋野町	野田村	普代村	計	
地域密着型 サービス	地域密着型通所介護	—	—	1	—	1	10
	認知症対応型通所介護	1	—	—	1	2	15
	小規模多機能型居宅介護	—	1※	—	—	1※	29※
	看護小規模多機能型居宅介護	1	—	—	—	1	29
	認知症対応型共同生活介護	1	1	—	—	2	27
施設サービス	介護老人福祉施設	—	1	—	—	1	50

※整備予定の小規模多機能型居宅介護は、現有施設の同一規模施設への建替えとなります。

## (2) 高齢者の居住安定

高齢者の住まいに関する環境を整備するため、次のとおり整備が予定されています。

介護サービス区分	施設数					定員等 (4市町村計)
	久慈市	洋野町	野田村	普代村	計	
サービス付き高齢者向け住宅	—	1	—	—	1	9

## (3) 介護保険事業費用の見込み

介護サービスの事業運営にかかる費用としては、介護サービス、介護予防サービスなどの給付費が大半を占めますが、そのほか、特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、審査支払手数料、地域支援事業費、財政安定化基金拠出金などから構成されます。

### ■介護保険事業費用の見込額

	2018年度	2019年度	2020年度	合計
標準給付費	5,894,806 千円	6,026,779 千円	6,298,696 千円	18,220,281 千円
地域支援事業費	477,000 千円	480,700 千円	483,300 千円	1,411,000 千円
計	6,371,806 千円	6,507,479 千円	6,781,996 千円	19,661,281 千円

## 8 第1号被保険者の介護保険料

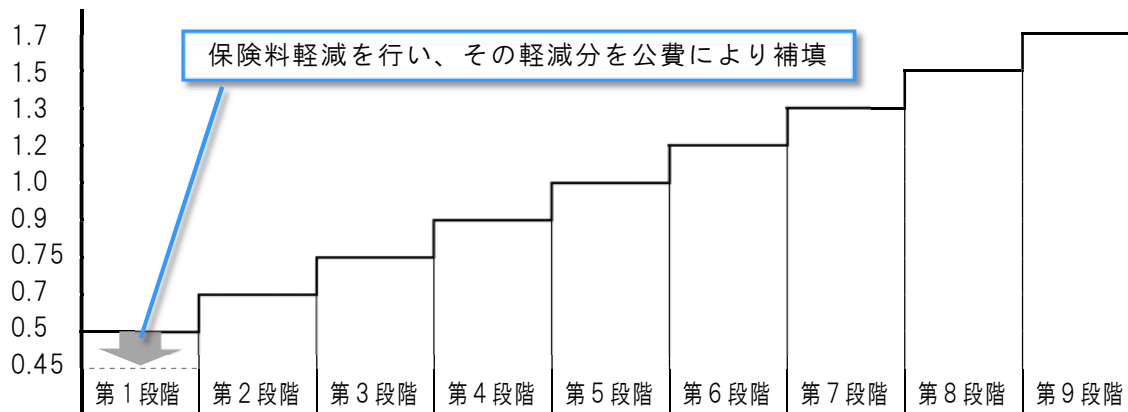
### (1) 第1号被保険者保険料の段階設定

第1号被保険者の保険料については、負担能力をきめ細かく反映させて保険料段階別に基準額乗率を設定します。

第6期計画では保険料段階を所得水準に応じて9段階で設定していましたが、第7期計画でも、引き続き9段階で設定しています。

また、第6期計画に引き続きは、低所得者の保険料軽減の強化を図るため、公費を投入して保険料基準額に対する乗率の引き下げを行います。

### ■保険料段階と負担軽減措置



## (2) 介護保険料の算定

第7期計画期間中の保険料収納必要額を積算し、被保険者数から保険料基準月額を算出すると、「**6,099 円**」と見込まれます。

介護保険料算出にあたっては保険料段階を所得水準に応じて9段階に設定したほか、第1号被保険者負担分を軽減するため介護給付費準備基金を取り崩して組み入れることにより、保険料基準月額は、「**5,970 円**」となります。

### ■保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合

段階区分	該 当 条 件	基準額に対する割合	月 額	年 額
第1段階	生活保護の受給者又は、世帯全員が市町村民税非課税かつ本人が老齢年金受給者及び世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下	0.50	2,980 円	35,760 円
		軽減後 0.45	2,680 円	32,160 円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	0.70	4,170 円	50,040 円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円超	0.75	4,470 円	53,640 円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、世帯に課税者が有り、かつ公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	5,370 円	64,440 円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、世帯に課税者が有り、かつ公的年金等収入と合計所得金額の合計80万円超	1.00	5,970 円	71,640 円
第6段階	市町村民税課税かつ合計所得金額が120万円未満	1.20	7,160 円	85,920 円
第7段階	市町村民税課税かつ合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.30	7,760 円	93,120 円
第8段階	市町村民税課税かつ合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.50	8,950 円	107,400 円
第9段階	市町村民税課税かつ合計所得金額が300万円以上	1.70	10,140 円	121,680 円

※月額の10円未満切捨て